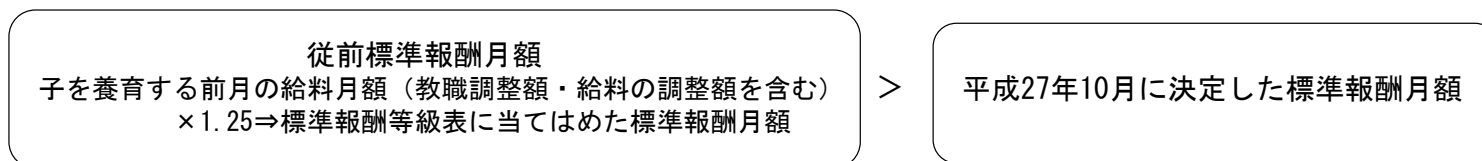


## 平成27年10月時点で3歳未満の子（平成24年11月1日生～平成27年10月31日生）を養育している場合



※ 子を養育する前月の給料月額（教職調整額・給料の調整額を含む）× 1.25を標準報酬等級表に当てはめた額を、子を養育する前の標準報酬月額とみなします。

※ 子を養育する前月において、地方公務員共済組合の組合員でない場合は対象外です。

（例）お子さんが平成27年10月より前に生まれている場合で、当時の給料月額：234,900円の場合

- ・ 給料月額（教職調整額・給料の調整額を含む）234,900円 × 1.25 = 293,625  
⇒ 標準報酬等級表に当てはめた標準報酬月額 18級 300,000円
- ・ （平成27年10月に決定した標準報酬月額）⇒ 17級 280,000円

従前標準報酬月額



従前標準報酬月額と平成27年10月に決定した標準報酬月額を比較  
300,000円 > 280,000円 ⇒ 従前標準報酬月額を下回るため該当！

※ 申出を希望される方は、所属所を通して申出を行ってください。